2018 年 12 月 11 日

環境省御中

「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について(第一次とりまとめ)(案)」に対する意見書

生活協同組合パルシステム東京
理事長　野々山 理恵子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にした『社会』をつくります」を理念に掲げ、約 49 万人の組合員を擁する生活協同組合です。

農薬取締法が改正され、農薬の動植物に対する影響評価の対象が拡大されたことは、環境への配慮が強化されるものとして歓迎いたします。貴省が関係省庁と協力して、環境保全のために農薬規制の強化に取り組まれることを願っています。第一次とりまとめ案については、評価対象生物の選定と試験方法については、現に起きている自然界の異変をも考慮して検討されるべきと考え、以下の通り意見を述べます。

記

(1)水域の評価対象生物として、トンボを追加すること

近年、アキアカネ等の昆虫類が農村部で減少していると言われています。トンボ類は害虫を捕食する益虫でもあります。アキアカネまたはその他のトンボを評価対象として追加することを要望します。

(2)陸域の評価対象生物として、ミツバチを追加し、神経毒性データを求めること

近年、ミツバチ失踪(大量死)が報告され、農林水産省が対応の指導をしていますが、農薬散布の情報を得ても養蜂家が巣箱を退避させることは困難な場合も多々あると聞いております。ミツバチへの影響を減らすために、「今後の課題」とされているミツバチをただちに追加すべきと考えます。ミツバチは飼養動物ですが、データが得られやすい指標生物として、ハナバチなど類縁の野生昆虫への影響評価にも役立てられると考えます。

現在、ミツバチの急性毒性データが求められていますが、半数致死量の数値だけではミツバチに対する毒性の評価は不十分です。ミツバチの帰巣本能などに影響する神経毒性の無毒性量を使って農薬登録保留基準を設定されることを要望します。

(3)陸域の評価対象生物として、ミミズを追加すること

陸域の評価対象として、土壌生物への影響の評価も必要と考えます。土壌を豊かにする代表的な土壌生物であるミミズを評価対象生物に加えることを要望します。

(4)水域及び陸域の評価対象生物として、カエルを追加すること

カエルの減少が世界的に報告されており、その原因の一つとして、農薬が疑われています。陸域の評価対象として、カエルを追加することを要望します。

(5)EU にならって予防的措置を取ること

日欧 EPA を締結し、EU と自由に貿易が行なわれるにも関わらず、農薬などの規制については大きく異なったままです。EU にならって、予防原則を取り入れ、食品行政、農業行政、環境行政を見直すことを要望します。

以上